

## 特例適用診療所の一般病床の設置に係る申出について

下記のとおり、桑員区域において特例適用診療所の一般病床の設置に係る事前協議の申出がありました。本申出に対しては、知事が、病床設置が届出により可能となる有床診療所として適当であるか否かについて判断することになりますが、予め、地域医療構想調整会議の協議を経ることとされていることから、地域医療構想との整合性等について協議します。

## 1 特例適用（申出）診療所の概要

(1) 診療所名称 : 三重北勢 膝・肩・スポーツ整形外科 糖尿病内科(仮称)

(2) 開設者 : 医療法人羽賀クリニック 理事長 羽賀 達也  
診療所院長 羽賀 貴博

(3) 開設の場所 : 桑名市内

(4) 診療科目 : 整形外科

(5) 届出予定病床数 : 19床

(6) 開設予定年月日 : 令和6(2024)年9月

(7) 開設を希望する理由

- ・ 桑員地域では高齢化の進行が予想されており、加齢に伴う整形外科疾患患者が増加傾向にある。関節疾患による筋力低下が骨折・転倒の間接的な原因になることや、関節疾患由来の疼痛による引きこもりでの認知症の進行の可能性を考慮すると、高齢者が要介護にならないよう関節疾患の専門的医療が求められる。
- ・ 保存的加療で改善が得られなかった関節疾患に対しては手術加療が必要となるが、膝・肩関節で代表的な人工関節置換術や鏡視下鍵盤修復術は三重県全体において全国平均を下回っている。
- ・ 膝・肩関節治療専門医として、地域の膝・肩関節疾患患者のADLを改善するとともに、近年問題となっている骨脆弱性骨折後の骨粗鬆症治療に介入することで、整形外科リハビリとともに再骨折の予防を行い、再度のADL低下を防ぐ。

## 2 特例適用の要件への該当について

対象となる要件	要件への該当性（予定）
地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（～のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所）	次の3つの要件に該当 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上） A O法に準じた骨折治療を提供。 大腿骨近位部骨折など準緊急疾患に対し、初期固定から手術治療、リハビリテーションまで完結することが可能。 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上） 他病院で骨折治療後の患者の受入を積極的に行う。転院を円滑にするためにMSWを雇用し、周辺病院と連携・調整を行う。 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上） 全身麻酔を施行可能な医師と協力して実施。

## 3 協議状況

令和3年度第1回桑員地域医療構想意見交換会（令和3年11月19日）において、病床を有する医療機関の代表者による意見聴取及び協議を実施。

計画に基づく病床の設置に対し、反対意見は出されなかった。

## 4 県の考え方

申し出のあった病床は、高齢化の進展・疾病構造の変化により需要の高まりが見込まれる高齢者の骨折治療及び急変時の手術・リハビリテーションへの対応が期待できるものであり、地域包括ケアシステムの構築に資するものと考えられます。

また、桑員区域における医療需要のピーク時である2035年の必要病床数と2025年の病床数の見込みを比較すると、191床の不足となっており、今回申出のあった19床の病床を整備してもなお不足する状況です。

このため、桑員地域医療構想意見交換会の意見も踏まえ、新たに設置する病床は、地域医療構想と整合性があるものと考えます。